

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設業・契約管理課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成28年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成28年7月27日（水） 奈良商工会議所4階小ホール	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 福井 英之 槇村 久子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成27年12月1日～平成28年3月31日	
抽出案件	7 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	6 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次頁以降参照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、県内優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○競争環境の確保に課題を抱えている現状において、今後も県民の信頼に耐える入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
案件1(農業研究開発センター整備事業温室・ハウス新築工事Ⅰ期工事)	
○限られた工期で、工事を行う必要があるが、なぜ年度末の発注となったのか。	●当初1つの工事として設計し、昨年度末に開札を行い、年明けから工事を開始する予定にしていたが、入札が不調となり、設計をやり直し、Ⅰ期工事とⅡ期工事に分割したため、当初予定より遅れた。
○Ⅰ期工事とⅡ期工事に分割した場合、費用的に県の負担が大きくなると考えられるが、なぜ当該方法を採用したのか。	●一度入札が不調となったことから、事業のスケジュールを考慮した結果、分割した方が、工期規模を抑え、迅速に進められると判断したため。
○農業研究開発センター整備事業に係る関連の事業全体を1つのパッケージとして発注する方法の方が、結果的に県の支出が抑えられると思うが、分割して発注したのはなぜか。	●設計と施工を一括で発注する場合、業者選定に係る要件等を検討するのに、相当の期間を要することから、完成時期を考慮した結果、分割で発注した。
案件2(御所浄水場薬品注入設備等修繕工事)	
○特殊な技術が必要となる点で、対象業者が限られてくるのか。	●元請となり得る対象業者は16者程度であった。今回の抽出事例は、平成27年8月に行った入札が不調で中止となったことにより、再度の入札となったが、資格要件を緩和したものの、応札は1者のみであった。
○修繕工事だが、元施工は別業者によるものか。その下請けをしていたというわけでもないか。	●元施工は別業者によるもの。下請けをしていたというものでもない。
○元々管理委託をしている業者が落札しているのであれば、随意契約の方法もとり得たが、なぜ一般競争入札で行ったのか。	●一般競争入札が原則であるため、一般競争入札により業者選定した。
案件3(大和高田御所線 田井橋 橋梁補修工事(防災・安全交付金事業(地方道橋りょう補修))	
○PC(上部工)の有資格業者は、具体的にどのぐらいか。	●県内本店業者・県内に営業所のある業者等を含めて計32者となっている。
○PC(上部工)に特化しての発注としたのはどういう理由からか。	●主構造に影響がなければ、土木一式でも発注可能として扱っているが、当該工事は床版打替工があり、主構造に影響があるため、PC(上部工)の有資格業者に限定して発注した。
案件4(鍛冶屋谷 土石流対策工事(防災・安全社会資本設備交付金事業(砂防)(南部・東部)) 案件5(鍛冶屋谷 落石対策工事(防災・安全社会資本設備交付金事業(砂防)(南部・東部))	
○対応できる業者が1者のみとなったのは、どのような理由が考えられるか。	●個別のヒアリングは行っていないが、上部からの崩落や土石流の発生など、厳しい現場環境に対応するためには、安全管理や監視体制などが重要となり、対応業者が少なかったと考えられる。
○入札手続き中に発生した崩落が原因で随意契約を締結しているが、入札をやり直すという手段はなかったのか。	●現地調査や設計が完了したのが、平成28年3月中旬であり、この段階では既に一般競争入札による業者選定が終了していたことから、当該業者と随意契約を行った。
案件6(浄化センターNO. 2細目スクリーンかす除塵機更新(機械設備)工事(防災・安全交付金事業))	
質問なし。	
案件7(櫛生昇陽高校特別教室棟(5-1~5-3)耐震・大規模改修工事)	
質問なし。	